

平成26年第4回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 平成26年11月26日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 平成26年11月26日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1番 沖田 ゆかり        | 2番 片川 学          |
| 3番 時光 良造         | 4番 民法 正則         |
| 5番 荒瀧 穂積         | 6番 大瀬戸 宏樹 (途中退席) |
| 7番 藤本 哲智         | 9番 山吹 富邦         |
| 10番 山野 千佳子       | 11番 久保隅 逸郎       |
| 15番 南田 秀夫 (途中退席) | 16番 馬上 勝登        |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（3名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 12番 中原 裕侑 | 13番 尺田 公造 |
| 14番 佛圓 大源 |           |

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

（総務部・建設部）

（1）路線価方式の導入等について（協議）

|         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 三村 裕史   |
| 副 町 長   | 立花 隆藏   |
| 教 育 長   | 林 保     |
| 総 務 部 長 | 内田 充    |
| 建 設 部 長 | 森本 昌義   |
| 総 務 次 長 | 岩田 秀次   |
| 企画財政課長  | 宗 條 勲   |
| 税 務 課 長 | 貞 永 治 夫 |

収納推進室長

堀野辰夫

(民生部)

(2) 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブの運営と保育料設定について(協議)

町長

三村裕史

副町長

立花隆藏

教育長

林保

総務部長

内田充

民生部長

清代政文

総務次長

岩田秀次

民生部次長

光本一也

企画財政課長

宗條勲

(教育部)

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について(報告)

町長

三村裕史

副町長

立花隆藏

教育長

林保

総務部長

内田充

教育部長

藤森孝弘

総務次長

岩田秀次

教育部次長

三村伸一

企画財政課長

宗條勲

生涯学習課長

中村憲治

教育指導監

青木真智子

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

立花一郎

~~~~~○~~~~~

8. 案件

(総務部)

(1) 路線価方式の導入等について (協議)

(民生部)

(2) 子ども・子育て支援新制度における放課後児童クラブの運営と保育料設定について (協議)

(教育部)

(3) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (報告)

(議会)

(4) 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

(開会 9時28分)

○議長 (馬上) おはようございます。

議員の皆様、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から報告案件が1件、協議案件が2件、それぞれ説明を受けることとし、後ほど議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを御協議いただくことになっております。皆様からさまざまな意見をいただきながら円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長 (三村) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には大変お忙しいところ全員協議会を開催いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の協議会では、協議案件2件、報告1件について御説明させていただきます。

まず、協議案件の1件目は路線価方式の導入についてでございます。既に全員協議会において説明をしてきましたとおり、本町の固定資産税につきまして、平成27年度当初課税分から、いわゆる路線価方式による土地評価方式に移行いたします。また、地籍

調査により面積が増加した土地に係る課税面積への反映につきましても、この機会に実施したいと考えておりますので、御協議をお願いいたします。

2件目は、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度に関しまして、去る8月の全員協議会での御説明に続き、本日は放課後児童クラブの運営と保育料に関しまして説明させていただきます。

3件目は、教育に関する事務の管理、執行状況の点検及び評価についての御報告でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成20年度から、毎年報告をさせていただくものでございます。

本日の提出案件は、以上3件でございます。

また、本日の案件には入っておりませんが、くまの産業団地の分譲について、現状報告をさせていただきます。9月19日から10月20日までの期間に販売の受付を行ったところ、産業団地の山手奥の一番大きな土地1区画について購入申し込みがあり、書類審査においても優良企業として認められたため、販売を決定いたしました。

相手方は、本社を広島市安芸区に持つ株式会社ニッポーで、物流・産業機械製造等を含めさまざまな業務を行っている会社でございます。先日、同社と契約前における立地協定を行い、続いて仮契約を行う運びとなっており、仮契約締結後、12月議会において承認をいただきたく準備を進めております。12月議会には、仮契約の日程により追加議案となる見込みとなっております。今後は、他の3区画について販売促進に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様には、御理解と御支援をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（馬上） それでは、協議会に移ります。

最初は、総務部門から始めたいと思います。

協議案件です。路線価方式の導入等について、執行部から説明を受けたいと思います。

内田総務部長。

~~~~~〇~~~~~

○総務部長（内田） それでは、路線価方式の導入等について御説明を申し上げます。

本町における固定資産税に係る土地の評価額算定につきましては、現在、その他の宅地評価法により評価を行っているところでございます。しかしながら、近年の都市化の

進行等により、固定資産の評価額と実際の取引価格に開きが目立つようになってまいりました。本町では、この問題を解決するため、より実態に即した評価額の算定が可能となる市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式の導入を行うこととし、平成19年度から準備を進めてきたところでございます。

その間、当初の導入目標を24年度として事務を進めておりましたが、隣接する路線ごとの評価の矛盾等、重大な問題が発見され、27年度に延期したこともございました。

現在、町内の各土地について、評価額の計算作業を進め、概算での税額が把握できる状態であり、来年4月の当初課税分から路線価方式を導入してまいりたいと考えております。

また、昭和50年代に始まった地籍調査につきましても、熊野団地を除きますと、おむね終了した状態となつてまいりましたので、地籍調査後の面積が地籍調査前の面積よりふえた土地に対する課税につきまして、路線価方式の導入と同時に、地籍調査後の面積で計算する予定であることを報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては税務課長から説明をします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） それでは、路線価方式の導入等につきまして、お手元に配付いたしました資料1を用いて説明を申し上げます。なお、この資料につきましては、26年度の当初課税における納税義務者、地番情報などを使って試算しております。今後、26年中の納税義務者の異動及び区画の変更などにより修正されるため、実際の課税とは違いが生じますことを御承知ください。

では、1、土地の概要ですが、熊野町内の土地約33平方キロメートルのうち、税法上非課税となる道路や河川などを除いた課税対象面積は約13.97平方キロメートルでございます。その総筆数については、4万826筆で、うち課税標準額30万円の免税点以上の土地は3万7,110筆、30万円の免税点未満の土地は3,716筆で、納税義務者数は、全体で1万61人、そのうち免税点以上の方は8,044人で、免税点未満の方は2,017人でございます。

次に、2、評価方法についてですが、固定資産税の計算における土地の評価額の計算

につきましては、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって行うこととなっております。この評価基準には固定資産を評価する場合の基準や評価の方法、手続等が定められており、課税に当たっては、この基準の定めるところによって適正に評価しなければなりません。

現在、本町が採用している土地の評価の方法は、表の上段に示しておりますような、評価基準に定める評価方法のうちの一つであるその他の宅地評価法でございます。これは、状況が類似した地域を区分し、その地域ごとに選定した標準宅地の価格をもとに、各土地の面積や形状を比較して評価額を算定するため、仮に面積や形状が同一であれば、同じ価格になるものでございます。農村部など市街地的な形態を形成しない地域で適用されており、県内では本町を除いて、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町がこの方式を採用しているところでございます。

次に、表の下段に示しております、今回導入しようとしている市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式は、先ほど申し上げました評価基準に定めるもう一つの評価方法で、状況が類似した地域を区分し、それぞれの道路ごとに、その幅員及び公共施設、商業施設などからの距離等を考慮した価格を設け、近接する道路の価格を基礎として土地の価格が算定されるものでございます。このため、都市化に伴う土地の価格事情などをより反映させた、一筆ごとの緻密な評価を行うことができるものとされているところでございます。

この方式は、都市部など比較的厳密な計算を行う必要がある地域で適用され、県内18の市町で採用されており、熊野町でも近年の都市化の進行に伴い、より実態に即した評価額の算定が可能な路線価方式の導入を平成19年に決定したものでございます。

次に、3、路線価の概要ですが、町内に敷設した路線数は約3,100路線で、町内の山林部分を除いた地域におおむね敷設しております。

資料の2枚目をごらんください。

主な主要路線の価格につきまして表示しております。路線の中での価格の幅につきましては、一番高かったのは県道矢野安浦線の広島銀行熊野支店付近で、1平方メートル当たり5万8,400円、一番低かったのは、新宮の深原地区公園から数百メートル南東側に寄った調整区域内で、1平方メートル当たり4,230円でございます。路線価の傾向といたしましては、県道などの主要な路線は高く、主要路線から離れるにつれて低くなり、また、中央部から西部地域が高く、東部地域が低くなるとの評価結果でござ

います。

続いて、1 ページ目の 4 に戻りますが、ここで資料には記載してございませんが、地籍調査の反映について説明させていただきます。

地籍調査は、戦後に、法務局に備えられていた登記簿と附属地図が実際の土地の状況と合わないことが多かったため、土地に関する施策の計画・実施を円滑に進めるための必要な基礎資料の整備として、国土調査法により地籍調査の実施が求められました。本町では、昭和 51 年から調査が開始され、調査が終わった地域については順次、法務局の台帳が修正されてまいりました。

固定資産税を計算するときには、法務局の登記簿に記載してある実測面積で課税するのが原則ですが、本町では、地籍調査によって面積が広がる土地については、町内の地籍調査が全て終了するまで地籍調査前の面積で計算をすることとして、未実施の土地との評価の均衡を保ってまいりました。しかしながら、現在、呉地の山林部、熊野団地内などを残して地籍調査はほぼ終了しており、呉地の山林部は今後終了見込みであること、熊野団地は造成時の測量図があることから、地籍事業実施のメリット及び費用対効果も少なく、今後の地籍調査を休止する見込みとなったこと、また、路線価方式における適正な評価は、正確な土地面積や地形での計算が必要であることから、路線価方式の導入と同時に地籍調査の反映も行うものとしたしました。

もとに戻りまして、4、土地に関する税額の変動概要についてですが、26 年度の土地の固定資産税の当初課税額は、約 4 億 2 0 0 万円でしたが、27 年度見込みは約 4 億 6, 6 0 0 万円と約 6, 4 0 0 万円の増になると試算しました。増減の要因の内訳は、路線価導入及び評価がえによる地価の下落を反映して約 1, 2 0 0 万円の減、地籍調査の反映によるものが約 7, 6 0 0 万円の増で、トータル 6, 4 0 0 万円の増となるものでございます。

次に、5、納税義務者別増減状況についてですが、27 年度の納税義務者は約 1 万人と見込まれますが、その方々の税額については、26 年度と比較して約 3, 5 0 0 人の方が減少、約 1, 8 0 0 人の方が増減なし、約 3, 4 0 0 人の方が 1 円以上 1 万円未満の増、約 1, 0 0 0 人の方が 1 万円以上 5 万円未満の増、約 2 0 0 人の方が 5 万円以上 1 0 万円未満の増、約 1 0 0 人の方が 1 0 万円以上の増になると見込んでおります。

これらの税額の増減傾向としましては、先ほども申し上げましたが、路線価導入方式に伴い、県道等の主要な道路に隣接する土地をお持ちの方は増加傾向で、路線から離れ

ている土地をお持ちの方は減少傾向となっており、路線価方式導入等での増減の割合は3割の方が増加、5割の方が減少となっております。また、地籍調査の反映による影響は、5割の方が実測面積での課税により増税となり、最終的な増額の大半を占める要因となっております。

最後に、6、その他についてですが、今回の路線価方式の導入の過程の中で、公平な課税を行うために、実際の土地の状況から地目を認定する必要があるため、地目の見直しを行いました。具体的には、市街化区域内の課税地目のうち「原野」を見直し、現況に合わせた適正な地目である「雑種地」などに変更いたしました。これにより、安価な単価掛ける面積で計算していた「原野」から、「雑種地」などの宅地比準、簡単に言いますと宅地と同様の計算方法を行う土地として評価するため、税額が増加するケースが発生しております。

以上、来年度の土地に対する固定資産税の課税方法について、路線価方式の導入と地籍調査の反映について説明をさせていただきました。土地の課税方法が大きく変わるといことで、町民の皆様には、本年4月の町広報から複数回、土地の課税について掲載し、情報提供を行ってまいりましたが、来年度の課税においては、約4,700人の方が増額となることから、今後も課税の計算方法等について説明を継続し、理解を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑及び御意見があればお願いいたします。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（沖田） 今、町民に対する周知の仕方として町広報のほうへ何度も掲載されているということだったんですけども、もっと丁寧というか、説明会を開くとか、そのようにしたほうがいように思うんですけども、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 貞永税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 大変貴重な御意見というふうに思うんですけども、課税の方法とし

ましては、今、26年度の方で説明させてもらったんですけども、27年度の課税について、ことしは評価がえの年ということで、12月から2月あたりについては、27年度の課税のために26年度中の異動について情報入力しなければいけないということで、非常に忙しい時期に入ってくるということですので、その中でどういうふうな周知方法ができるかというのを今、検討中でございます、どのようにするかという結論はまだ出てないんですけども、何らかの方法ができれば、そういうもっと丁寧な説明というのを考えていきたいというふうに考えている状況でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） ほかにありませんか。

南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 若いちゃんとした議員さんがえっとおられるんじゃないけえ、私が言うほどのこともないが、これは明治以来の大きな改革でございます。ただ、私が言いたいのは、ここでこうしてわしただけ説明してもろうて、じゃあ皆さん、今度説明に歩くときに、この土地はどうしてこういう評価になったかというときに説明ができる人がありますか。私はそこまでやるのに、いつこういう法律ができたんか。そりゃこれを納得せんのじゃないですよ。ただ、簡単にここでちゃっちゃっちゃちゃ、そこで職員が1人言うたぐらいで、私はこれはなかなか納得できるものじゃないと思います。

それは、すぐあんたしらみやすうに言われるけえじゃがね、評価いう問題は物すごい問題で、評価を路線価に変えてもめちよところがえっとあるんです。必ずええがに行ちよるわけじゃないんです。

そう言や南田はそがなことを言う、いうて言われるけえじゃがね、普通の今の評価でさえもめよるじゃないですか。このたびの問題で、わしが言いよるため池の問題で、所有権さえを答弁しんさらんじゃあな。そがに簡単にここで、やれそうですか、こうですか、はい、いうて返事ができるもんじゃああ思います。それは皆さんに、まず評価を変えるということは、これは国の方針ですか、町の方針ですか。まずそれから教えてください、方針。先にどこの方針か、どういう法律ができてどう。こう変わりました、へえ、こういうて納得できるもんじゃない思うんです。これは明治以来の大改革ですよ。

私が言いたいのは、ただここで説明しただけで、私が言うのは、まず評価をするための、職員がするんか、委員会がするんか、何が評価するのか。評価を今からやっていく

担当課よの。役場の職員がするんか、昔やったら評価委員というものができて、評価委員を何人かより出して、その人らの意見をあわせてやっていくが、ただ役場の職員がこうこうここを読んでこうじゃけえいうて、それではわしは納得いきません。

そりゃわし言いますよ、そりゃ今言うのは、わしが言いたいのは、池の問題が。池の問題でさえ権力者がとっちよるんじゃなあんですか、あれを。登記があるなら登記を出しなさいや。民法にはっきり書いてあるじゃないですか。民法206条に所有権というものはこうじゃいうてあるのに、町長は所有権はあれは誰の池、法的な説明は一回もくれませんよ。

きょうここへ来るまで、今議長とも話したんですが、まあ、わしらが言うても、議員の人もわかっちゃって説明ができますか。あんたしらが今これだけのものを・・・、議員さん、あんたどうなっちゃよる、あそこを教えてください、説明ができる人は手を挙げてみんさい。わしらはようしません・・・。

ある程度どういう方法でどういう何でという、基本法から先に、どういう基本の法律ができて、こういう事務へ入ったんか。私は知りません。よその町村はじゃあ路線価いうものは前からやりようるところがある、悪いとは思わんのですよ。ただ、簡単に職員が1人、2人で説明したけえいうて、それで納得できるもんじゃあなあ。それで町民みんなへ、いや職員がこういうてやったけえやったんじゃが、今度はこうするいうて、評価が必ずこのたびはダブルパンチになるんですよ。国調でやって、昔のままで課税をきつうしていきよる。今これをやるいうときには、国調で出たやつ、ふえたのをやったら、そりゃ多い人は倍になりますよ、税金が、わしが計算してみるのに。

私が言うのは、それだけ町民へ納得させとってやってくださいいうんですよ。そうじゃないんですか。町長さん、どうですか、受迫ため池は所有権が誰のか言うてみんさいや。民法の206条を読んでみんさい、どういうて書いてあるか。

私は60年司法書士をしていますが、所有権のないものを土地・・・家は一つもありませんよ。必ず原則は所有権です。わしははっきりと・・・いいんじゃが、簡単なようなことを言いんさるけえ、皆さんどう思われるか。そりゃ税金もいらん人がおるかもしれませんが、国調が済んで面積がふえちよりや大体、わしが計算してみただけで、熊野じゅうで3割は税金が上がると思うんです、このたび。国調が済んでる分の、面積が違分だけでも。それを見て今度はこういう評価の、こういう路線価にしてからぱっと上げたら、上がるものは3倍になります。

今ごろは常識のある人がいてもます者はおらんでしょうが。笑いごとじゃない、課長、何を笑いよんね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員の質問に答弁できますか。

税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 評価については、国の定めたものか、町が決めたものかということであったかと思うんですが、評価方法については町のほうが判断して、その他方式か路線価方式、通常路線価方式、どちらかを選ぶと。これは先ほど申しましたように、国のほうが、総務大臣のほうが固定資産評価基準というのを定めておりますので、その中で方法を選ぶようにということになっております。

評価基準につきましては、一番最初は昭和39年1月に当時の自治大臣のほうから基準のほうが出されて、年々改定等があって、現在までずっと続いているということで、大もとは評価基準の中に評価の方法を市町村のほうで決めて課税しなさいよということになっているというふうにしております。

評価については、職員のほうが評価額のほうを算定しております。路線価につきましては、土地の鑑定士さん等のほうから価格のほうを出していただいて、全体的な調整等を行いながら決めております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 一つでもモデルがありますか、どこかに。何もなしでこさえて説明ができますか。わしら問うのはただそれからになるがね。

課長、わしが問うてみるんじゃがね、籠池へ税金がかかっているが、おまえあれを責任持って説明してみいや。あれへ税金がとれるわけはなあじゃあな。ああいうことをして、今度やる勝手にこうやって、籠池へ税金かけてるが、籠池いうものは登記簿じゃあ今は熊野町になっちよるんよ、法律で。何を基本に出したんか。あれ一つでさえ説明できまあが。いろんなことで色々なことがえっとえっとある、これがあれば、今度はその対して次々問題。まずようようわしが言うのは、職員だけじゃない、議員さんたちも

どういう……。まず一番知りたいのは、どういう法律が出て、どこでどうなって、全国的にどうなっちゃうのか、それを説明してください。それを問うんですよ。ただひょこんとやってこうじゃどうじゃ言うんじゃ。路線価いうたらどういう、路線価いうたらどうじゃと、路線価の説明をさされましたよ。

それなら、わしが今から課長、どこでもええけえここを評価して行って、すぐあんた評価、すぐ計算できるかい、そこで。それまで知識がなけにやできる問題じゃなあんです。知識がどれだけ要るかですよ。

責任を持ってやりますと言われるなら任せます。職員でも町長でも。それが物すごいこれは問題が起きますよ。特に熊野の場合は国調が済んで、国調で税金が上がるのを、今度はそれをまた今のこれで、ダブルパンチになるんです。倍かかるんです、税金が。それを誰も税金で納めとうなくて、できるだけそりゃ少ないほうがいいんです。

ようよう言うんです。いえ、これは反対じゃありませんよ。ようようわかるように皆さんに説明して、町民にはつきりわかるようにして、こうげな説明ではわかりません。説明会を開いて、例の土地を見せて、これだったらこういう方式で計算するんじゃけえ、そりゃ見にいかんやあ。そりゃええ思われりや見にいかんやええんですけえ、関係のなあ者は。やっぱり関係のある者は、恐らく倍になる者も出てきますよ、中溝の土地のええところになると。ようよう町民を納得させて。

それと、それに入るまでにわしの要望ですが、籠池だけははつきりしといてください。民法上、誰の所有になるのか。町長は今まで、いやだれんじゃかれんじゃ言いんさるが、日本の国は民法があるんですよ。民法206条には所有権があるんですよ。所有権はどのようなものかいうたら、わしが言うまでもない国民なら知っちゃうられる思う。所有権いうたら、担当大臣がこれを法律を決めて、その土地が自分で自由になるものが所有権ですよ。登記簿の何もなあ者が自由にできるんか、わしは聞きたいんですよ。

丁度問題が受迫がかかわるけえ悪いんですがね、そりゃこの問題はわしがいつでも言うんですが、いつ熊野がやるんじゃろうか、よっぽどええがに説明せにやもめるがのう思うて。

それなら、きょう今から担当者の人がどこでも一つ例を連れて行って、田を見て説明してください。皆さんそれぐらい知りたかろう。この田なら路線価がこれでどうなってこういう、幅が何でいうて、ここで説明してわかるわけはなあじゃあな。そういう事例をこさえた上でかけてください。私はそう思う。

このものへ反対するもんじゃありませんよ、そりゃ。今ごろ国の法律じゃが、国の法律じゃあっても、国の法律が正しい課税というのが原則ですけえ、それへ変えるんじゃけえ。それが正しい原則になるか。そこまで熊野ができちよりますか、もとが。まずほんまですよ。

課長、説明しんさい、受迫いうたらどこの所有か。そのぐらいのことは職員は知っちゃうる思うんですよ。課長の命令で税金をかけたんか、町長の命令で課長がそれを受けて計算したんか、誰が計算したんか知らんがね。課税は難しい問題です。それでええならかけなさい。そりゃかけてもええですが、私はもめる思うんです。

まずわしが言うのは、受迫を出してくれんさい。受迫が誰の問題と、今ある熊野町、わしは熊野町の池じゃ思うんです。133あります。そのうち3筆ほど切ってとったと思います。どうやってとったんかじゃが、真正なる所有権の登記をしちよるが、真正なる所有権はあれは熊野町じゃなあんか、誰のですか。真正なる所有権の登記がしてとられちよるのに、役場は黙っちょんさるが、真正なる所有権と思うちよるんなら、皆それぞれに自分らに渡しちやろうや。わしがそれをとるんじゃなあ。これが差別よ、わしが受迫の問題で一番先に出した言葉が、差別問題が起きると言うた、起きるんですよ。

これに反対じゃないなんべんも言うようなが、もちいとしゃんとして、やっぱり委員さんも現地を見て、こういうところはこういうなんじゃいうぐらいな、わしはそれぐらい説明を。皆さんはどう思われますか、じゃあそれぐらいの説明を受けたいんです。ここで読んでもらうて、今度、南田よ、あの土地はどうなるか、知らんよ、役場へ行って問えいうぐらいなんです。それなら議員は要らんですけえ。役場の職員がおりゃ何でもできるんです。

これを機会に言うんですが、課税方法が間違うちよるんですよ。どうして受迫へ課税ができるか。法律をようよう読んでみなさい。きょう教えてくれいうならわしんとここにきんさい。誰にでも教えますよ。法律も何も知らずに。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員、受迫の話はまたしてください。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 受迫の話・・・。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 路線価の話じゃけえ。



○15番（南田） 課税なら何いう法律で、説明して・・・あるんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 路線価の根拠の説明はできますか。

副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 先ほど課長が説明申し上げましたように、平成19年に熊野町は路線価に移行しようというような答申をいただき、それで税務課のほうでいろいろ調整をさせていただきました。ただ、平成24年度が目標でしたんですが、そこに国調が地籍調査が間に合わないというようなことがございまして、平成27年度からスタートさせていただきたいというような大きな流れでございます。

それで、土地の評価法なんですけど、ここにもございますように、その他の宅地評価法と市街地宅地評価法、いわゆる路線価方式ですが、熊野町は路線価方式に移行する。これは都市部においては全国的に路線価を適用されております。それで、1月1日の土地の所有者とか、課税を誰にするかということをもとで確定します。そこから4月1日に納税してくださいというような通知を出します。したがって、今の段階でこの土地は上がるとか、この誰々さんについては税金が下がりますとかいうようなことは言いがたいところがあると思います。4月1日以降になって初めて、ああ自分はふえたと、何がふえたかというのをそこで税務のほうへ確認していただければ説明はできると思います。その評価が不服であれば、固定資産評価審査委員に議決していただいて、3名おられますが、その方が審査をされます。そういうような流れになりますので、今の段階でゲナゲナ話の説明は難しいかと思えます。

この資料の次のページに路線価の大まかな、先ほど課長が説明申し上げましたが、一番高いところはこの辺ですよ、低いところはこの辺ですよと、それが基準になりますから、そこからそれぞれの評価で引っ張っていくわけですから、今、どこの田が幾らというようなことは、今の段階ではちょっとはつきり申し上げることはできんと思えます、公には。

以上でございます。（発言する者あり）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員、もう一度お願いします。質問をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（久保隅） いつからやるんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（立花） 今回、この全員協議会で大まかな説明をさせていただき、これはその他方式から路線価方式に移行させていただきたいと。それは1月1日現在の土地をもって4月にスタートということでございます。4月以降に個人さんがそれぞれ納付通知書なんかを見ていただいて、それで初めてわかるというようなことになろうかと思っております。  
以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 職員は皆わかっちゃんじやの、説明、問いにいったらすぐこの田が何ぼじゃいやすぐ見てくれるんじやの。そこをようよう言うとかにや。我が田の評価がどうなっちゃうるか・・・

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 4月以降であれば、それぞれの相談、1筆ごとの状況については御説明を申し上げます。  
以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） それじゃあ今までの間違いをそれへ合わせてもらわにやからんよ。税金が皆かわるんじやけえ、それへ。今までの間違いがある台帳に直してもらわにや先に。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 間違いというのがどのようなことかわかりませんが、評価方法

の変更によって税額のほうが変動するというのは、間違いというふうには考えておりませんので、面積とか、地目とか、形状とかに間違いがあれば、それは修正いたします。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 受迫にかかわるが、受迫はどうなっちゃうか。今から税金をとるいう、誰のもんやらわからん・・・、それを直さにゃわからんじゃろうが、先に直せや。受迫はどうなるか説明せい、ここで。一つの例にとるんよ。こうなっちゃうんじゃが、あれは所有権はこうなっちゃうという説明をはっきりしんさい、ここで。そうせにゃ次の段階へ、法律を変えるときも・・・できるわけなあじゃ。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 答弁ができますか。

税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） それでは、受迫の所有権についてという御質問でございますので、まず1点目につきましては、固定資産税の課税につきましては、地方税法上、登記簿に記載してある所有者に対して課税をするというのが原則でございます。現在、受迫につきましては、登記簿上所有者は○○受迫というような形で書かれておりまして、所有者としての記載は○○受迫、籠池受迫なら籠池受迫というふうになっております。

これが一番最初に登記簿に土地台帳に記載されたのが明治19年、明治19年に土地台帳法ができて、明治21年だったと思うんですけども、熊野町の土地台帳がつけられて、そのときに受迫共有地というふうに書かれておりまして、明治23年に熊野村議会が譲渡議決をされて、登記簿のほうに譲渡で何々受迫というふうに記載があります。それからずっと移動がなくて、現在も○○受迫というのが所有者として登記されているのが実情でございます。

明治31年に民法が施行されたんですけども、民法が施行されるときに、民法が施行される前の事柄についてはどういうふうに取り扱うかというのが、民法施行法というのが民法を施行する前に公布されて、その中の第1条に民法施行前にされた事項については民法を適用せずと。ただし。（発言する者あり）

済みません、ちょっと本日は手元には持ってないので、記憶の中でしゃべらせていただきたいと思いますんですけども、民法施行法同法に規定するもの以外は民法を施行しないということになっていたと思います。

所有権につきましては、物件というのが民法の中で、所有権とか地上権、いろいろ物件という中に含まれているんですけども、物件につきましては民法施行のときからそれぞれのものについては民法の効力を認めるというふうになってますから、それ以前に所有者として受迫というふうに登記が土地台帳に記載がなされているものですから、そのまま所有権としては認められたものというふうに考えております。それからずっと変わってないので、所有者としては〇〇受迫というのがあるのではないかと。

現実に〇〇受迫という団体も、籠池の受迫の分はあるわけですから、税務課としましては、所有者としては受迫であろうというふうに認識しております。

以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

〇議長（馬上） 南田議員。

~~~~~〇~~~~~

〇15番（南田） この席をかりて、わしがこれに対して質問しておきます。

登記簿上は受迫で無主地となっておりますが、土地は。それを税金は誰が・・・、町長さんの命令か、課長の関係か知らんが、近いうちに監査請求を出すようにしておりますが、監査委員さんのほうで間違いがないか、答弁ください。このような税金のかけ方は、法律でいうたら、民法でいうたら不実ですよ。事実がないことですよ。不実ということはわかりますか、不実の行為をしたとき公務員にはどれだけの責任があるか、ようよう勉強してください。

ほんま言うんですが、町長さんに話をしてくださいというても話をしてもらえんけ今までなんじゃが、とるべき行為はとるようにわしが手続しておきます。それは監査委員がここへおられるけえ言うとかんじゃが、監査委員の責任です。監査委員に問います、わしが。監査委員は、受迫はそりゃ役場の職員に問うても、監査委員じゃ言うたところで、町会議員じゃけえ、町会議員のときは監査委員じゃなあいうことをいう、何を言うた所で自分の肩書きがあるときには監査委員は発言はある程度それに反映さすべきじゃ思うんです。その事件があるんじゃけえ、それはね。全然なあものは。それで監査委員のほうは、私の質問に対して所有権は熊野町にはない、4代前の町長からそうしよるけえそ

の通りにするんじゃない。法律いうものはそがなもんじゃない。そのときそのときではっきり決まるんが法律です。一番言えることは、前はこうじゃったんなら、それじゃあ受迫の七つ池受迫は熊野町か、熊野町へ登記を切ってとっちよるじゃなあ。何の法律でとったんなら。あのときの町長がやったんじゃないけえ、わしらのときは知らんような。

問題はですよ、課税するときはようよう言うтокунですが、不実なことをしてもろたんじゃからんのですよ。事実のことをしてもらわにゃ。不実のことを職員がされたら、職員へ全部責任が行きますよ。

町長と話をしてくれ・・・、はっきりわしが言います、きょうここをかるんですけど、町長さんと一遍話をしてみたいけえ、町長さんと話をさせてくれいうて、助役に頼んでるんです。

私は大きいもめごとになるよりは、議会もある、職員もおんさるんじゃないけえ、話し合うて、誰が間違うちよるか出しゃええ。ただ、町長の答弁は間違うちよる・・・間違うちよる、間違うちよる思うなら、確実にそこを知らしゃええんのですよ。そのために民法90条いうものがあるんですけえ。間違うちよるときには何せいう。民法90条で間違うちよるときは次はどうなるかいう皆法律があるんじゃないけえ。

お互い知らん、知らん、知らん、知らん、知らん言うたけえ。賃借料、ほんまにここでようよう言うときますが、あれが間違うちよったら全部もどしてもろうてください。よう言うときます、議員さんもおりんさるけ。争う権利はなあ思うんです、権利であるならとってください。なけらにゃそれはかけた町の責任になるか知らん。税法にもみななんですけど、損害金の税金や何かは利息が皆ついてる、そういう法律があるんじゃないけ。それに基づいてきれいに戻してくださいよ。それをはっきり所有権を出してもらわんことにはわからんのですよ。法律で全部出るようになっちよるんじゃないけえ。法律で出るようになっちよるけえ、31年かいの、昭和。受迫が七つ池受迫は町のもんじゃないいうて、登記でとっちゃおらんのですよ。町のもんじゃないいうて、申し出てとっちよるだけですよ。どこまで法律を・・・。

課税したものは責任がありますよ、どこまでも。・・・これは不実記載いうことになるんですけど、不実行為ですけえの。不実行為は行為をしたもんにあるが、そりゃ町長になるか知りませんよ、わしはそこまで勉強してません。不実にした場合にはどうなるかいうことは、不実いうことをようよう。

簡単なことです、実際でないこと。実際でない不実です。不実行為です、今までやっ

ちやるのが皆。貞永君が間違うちやおらんいうたことがある。わしが問いに行ったら。今度、事件にしたら、そりゃ、事件にしたら責任はどこまでも、それぞれの責任を……。わしの責任はわしが取ります。わし……。責任……。まず一番わかっております。206条に所有権のなあものは税金もとられ……。売ることもできん、使うこともできんことを、民法の206条に所有権……。所有権、池のもんが所有権を出しんさいや、使いよるじゃあな、今。その錢を払いよるのは町が払いよるんよ。町長の錢じゃなあんよ、町民の税金よ、皆。四十何年払うちよるよ、税金を。

話し合いをしんさらんな、話をしよういや、南田には答弁……。証拠はなあけえじゃが。南田とは会わん言いんさる……。わしは……。町長になって半年以上、一切町長室へ行くことはありません。会わん言われる者のとこに行かあでもええんです。

町長としての責任だけはとってもらいますけえの、そのかわり。話し合い、そういうことは……。話し合いでみんながええがにしようやいうて。この間片川君が言うてくれたように、議員でもどうや説明してくれんさいやいうてのここでも言いんさった。今の受迫のものをわかるものがおるや、誰か。

わしは議会へのせたよ。提案したよ。違うちよんじゃろうけ直してもらやせんかいうたら、違うちやおらん、昔から町長がやちよるんじゃけえいう、山野さん、答弁の代表じゃろう思うんよ、あれが1人でしんさったかしらんが。ほかのものはなかったんじゃけ、否決するいうて否決しんさった。議事録が残っております。あれに言われたものやされたものは、皆行為は覚えちよる思います。わしが言うたことは皆覚えちよる。自慢じゃないけど、60年司法書士をしようるが、手帳いうものはなあんじゃけえ。わしは全部記憶にある。間違うちよるところがあるかもわからんが。

わしがきょう……。税金だけは町民のもんじゃけえの。間違うてとったときは……。監査委員も……。3回言うたら言わあでもええような法律がある……。どがな法律か……。3回目の答弁のときはしゃあしんさらん。1回も2回もうそいうて答弁しとつても3回目に……。どうでもええんじゃが。

そういうことですけえ、……。ための税金が……。このたびの税金をやるのにはやっぱり基本はもとの税金があるんじゃけえ。それから直してもらわにゃ、このたびのもねわしは納得はできん。そりゃ皆さんが納得しんさりやええが。前を直さずにおって、とる分だけとり上げるような、そがな法律はありませんよ。義務を履行してこそ権利があるんですけえ。憲法に書いてある。義務を履行せずして権利はなあんです。町長じゃ

けえいうて、町長・・・町長に権利はあらせんよ。

そういうことで、どうでもこうでももとからええがに直してくださいいや、相談にはどがでも乗ります。・・・しませんよ。話し合いで、町長がこう言いんさりゃ、わしはこうや。それじゃあどこへ頼むかの、わしは・・・・・・。そうやってやってこそ物事は話し合いじゃなあんですか。わしが言うたことは違うちゃおらん、おまえらが違うちよる。これじゃあ議会もなんにもありゃせんのですよ。

そういうことで、このたびは税金問題が太いんです、これは。恐らく職員ならわかろう思う、わしは自分がしてみちよるけえじゃが、課税が物すごい上がるんですよ。そのときに町民がどういう感覚を持つか。あんたたちは別に法律がこうじゃけえやったいうて言いんさるかどうか知らんが。金を払うものは大ごとですよ、そりゃ。そういうことじゃけえ、金をとるこそは、とるのはとつてもええけ、それを明らかにして町民にはっきりわかるようにしてもろうてとつてもらうなら、何ぼとつても財産がないなつても言やしませんよ。自分らが説明をようできもせんもんがええかげんな説明を。勉強しんさいや、給料をもらいよるんじゃろうが、皆。町長じゃろうと職員・・・給料を払うてますよ。私は議員の報酬をもろうちよりますがね、自分の関係だけは全部法律を読んでおります。答弁・・・・・・言うたことは、法律の何条・・・・。どうでもこうでもその場しのぎでなしで。話は・・・後はどうでもしんさいじゃがね。

町民から文句が出てこんようにだけはしちよってくださいよ。それが一番主じゃ思うんです。それが議員の責任じゃ思うよ、わしは。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それをお願いしようと思うとりますよ。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） 何を思ったかわからんようになってきたね。

先ほどの答弁で、沖田議員の質問に対して、今ちょっと話が長うなつてようわからんようになってきたが、どうも住民に対しての不親切感を感じるように思います。今、沖田議員も南田議員もおっしゃった中では、やはり24年からの思いを27年にかえて準備されたい割には、町民に対しての説明義務を果たされておらんのではないかなど。それで、財政が厳しい中でいろいろな思いを持たれて試行錯誤して下さつてる執行部には頭が下がる思いではございますが、税金関係に関してどこの行政においてもいろんな

税金がいきなり上がってるといふことで、どうしても住民の不満が爆発するところが一番の要因じゃないかなと思いますので、忙しいからできない、準備期間が足りないというんであれば、上げるべきでない。

その路線価に切りかえることが必要であるならば、そのような説明責任はちょっと果たしていただきたいなというお願いをしておきたいなと思います。この辺に関してはどう思われているでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 全くもって御心配のとおり、4,700人の方が上がるということで、住民の皆さんの負担がふえるということに関しましては、いろいろ納得がいかないという御意見が多数寄せられるというふうに思っております。それに対する片川議員さんのもっと丁寧な説明をという要望ということで、今何ができるかというのを検討していく途中でありますので、4月までの残り期間の中で何ができるかというのをちょっと考えている途中でございますので、きょうこの場で何をしますというのはちょっと難しいんですけども、できるだけ理解を得られるような方法をとってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） そこが3年延ばしたにもかかわらずその説明する義務を果たす条件を満たす材料が今にないというところで、それをなぜ進めるためにはそれが必要だということが頭になぜないのかなと。執行部の常識が世間において非常識であることが多々あると思うんですね。

また、私のようなばかと言うことは執行部に対しては非常に非常識なところもあるんでしょうけど、同じ思いを持たれる住民の方はたくさんおられると思うんですね。今、是が非でも27年度からやるんだという思いで一生懸命やったださってるんでしょうけど、24年計画において27年まで延ばした中で、なぜそれがそこを住民に対する説明責任いうものをなぜ頭に置いてないのかなというのがちょっと疑問に思います。その

辺をもうちょっと考えていただいて、そりゃ今南田議員がおっしゃるとおりです。我々もここでははいと手をたたいて、それじゃあ町民に聞かれたとき説明できるかって、そりゃできませんよ。よく執行部から出てくる、周りの町村がやっとなるからやるんだと。全国を見てもこの路線価方式をとっているところが多いからやるんだと。これで住民が納得されるならそりゃそれでいいんでしょうけど、ここから先の難しい理屈というか、町民を納得させる材料いうものを執行部にぜひ物事を起こされるときには考えてとっていただきたいなという切なる思いでおるんですが、どうでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 24から27に延期した段階で、もう少し早目に説明ができないかということでございますけども、全体的な流れとしましては、24年から25年に路線価の敷設準備、25年に敷設を終えて、26年、ことしに入ってから各標準宅地等価の計算を始めるという、毎年毎年課税というのがありますので、土地という状況が動いて計算をするというふうになりますので、課税のし始めというのは、ことしに入ってから準備を詳細なところは始めるということで、当初は8月ぐらいには数字が出るというふうに思っていたわけですが、課税方法というのが簡単に去年から数字を動かせば出るというわけではなくて、住宅等で負担水準ということで、バブルのころ土地が上がったときに、平成6年のときに取引価格、市場価格の7割の評価額を目指しなさいよということで、それまでの各市町村がばらばらに金額を出していたものを、統一基準として取引価格の7割ということを目指すということで全国的にやったわけですが、そのときに今まで低い税額でやったものが急にバブルの土地の高いところに評価額が行くというような、課税額がぐっと上がるということで、上がり幅を抑えるということで少しずつ上げてきますよという負担調整というものをやりました。

そのために今回見直しを、路線価方式をやる場合には昭和63年からの状況からもとに戻して一筆ずつ計算をしていくという作業が必要になってまいりました。これはちょっと当初の見込みではそんなに難しくないだろうというふうに感じていたんですけども、過去の資料というものがなかなかもうないというような状況もございまして、その資料を複製するという作業がちょっと手間をとりまして、8月見込みというのが10月末になってようやく数字が出てきたという状況でございました。

これを本来なら来年の見込みとして早目に秋ごろには通知をさせていただきたいと思っただけですけれども、全然出てきてない数字を通知というわけにはいかなくて、今回、議会のほうに説明させていただいた後にするということになると、残り12月、1月、2月、3月、もう3月になってしまいますと課税が近づいてるという状況の中で、当初の税額が上がった人には全員詳細な通知をというふうには思っていたんですけれども、それができない状況で今来ている状況なので、何ができるかという部分について、いろいろ上がり幅の大きい人を絞りながらというような感じでの通知方法というのを考えて、4月におきましては一筆ごとの詳細な上がり幅、変動というのを表にしたようなものを納税者の皆様方にはお送りして、理解を求めていけるような感じで今作業を進めているところでございます。

大変周知の方法が後手後手に回って申しわけないと思ってるんですけれども、10月末になって初めて数字が出てきたという形で、変な数字は送れないというふうに思っておりましたので、まことに申しわけありませんが、今からちょっとできるだけの説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（片川） もう余り言いとうはないんですけど、例えば24年からこっちに来るまでに、切符、納税義務者に向けて切符を送る際にも、単純に考えれば27年度からこういう方式でこのぐらい上がる可能性がありますというような通知も、周知もできんことはなかったんじゃないかと思いますが、そういうことはなかったですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 税務課長。

~~~~~○~~~~~

○税務課長（貞永） 26年度の当初課税のときにそういうことを、通知に入れようというふうには考えてはみたんですけども、上がるか下がるかという数値がそのときには全く何もない状態でしたので、基本的には広報の中で、土地についてこういう状況に変わりますよというのを説明するしかないのではないかという形で、広報での周知というふうにさせていただきました。

以上でございます。

〇議長（馬上） 片川議員。

〇2番（片川） 理解いたしました。理解いたしましたが、できれば広報で見ていただくより、切符の中にそういう書き物を一枚入れとりゃ、その方がしっかり影響力があると思いますので、今後の参考にしていただければありがたいと思います。終わります。

〇議長（馬上） 荒瀧議員。

〇5番（荒瀧） いろいろと大変な状態のようでございます。私も今ずっと聞きよりましたら、これ1年先延ばしのほうがいいと思います。やっぱり評価がえのときも縦覧という手続が当然あるわけなんです。民主主義の手続としてね。さっきのように、副町長が言われるように、不服じゃったら不服申し立てをせい。そういう横着な感想じゃ困ると思うんですね。そういうふうにはとれたんですがね。不平があれば、不服申し立てをなさいと。（発言する者あり）

だから、そういう荒っぽいやり方、昔からこういう問題というのは非常にデリケートでございまして、特に消費税が上がってこういう状態にどんどんどんどんなっている状況の中で、私どもも当然そういう任を負って町民から選ばれて、こういう議論をしていく立場のものでございますので、十分な議論をしながら、周知徹底をして、プラスこれを見ますと、1億2,000万円ぐらい、トータルで1億2,800万ぐらい上がりますよね。プラス土地が伸びてプラスになる要素がありますでしょう。だから、今のいう路線価部分の課税額と、土地が地籍調査をして広くなった分で税金が発生する人もおるね。

結局、税金が上がるということは、下がる人の割合を考えたら、大きい人は随分上がっていくわけなんです。やっぱり想定では。だから、そのあたり十分やっぱり周知徹底をいただきたいと思います。

〇議長（馬上） 町長。

〇町長（三村） 1億何ぼじゃなくて、資料のところを見てもらおうと、6,500万トー

タルで上がります。路線価を導入することにより、これは逆に下がるんです、1,200万。今のその他の評価方式に比べて1,200万下がりますが、いわゆる地籍調査分、地籍調査をした結果、今の課税台帳の面積を変更せざるを得ない。だから広い土地を持っている人が、例えば1,000平米持っている人が、実際にはかってみたら1,500平米あったと。ただ台帳上は全部1,000になっとるんで、これはいつかはやらなくちゃいけない。

今回、路線価方式とセットで、この宅地の地籍の正しい面積、これに対して課税していこう。そうしないと不公平になるということでございます。個人的には私もかなり上がります、それは。100人に入ってます。100人どころじゃない、トップ10には入ってるんですが、そういうこともございますが、そういうことで路線価方式そのものについては、値下がりを行います。ただし、正しい地籍面積についての課税が、これはどなたが見ても反対はないと思います。本来はその面積に対してかけるべきところを掛けてなかったということでございますので、この機会にさせてもらったということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） ですから、整理しますと路線価方式で下がる人もあれば上がる人もあるんですよ。そりゃ済みません。これは相続税対策にも入ってきますから、相続税も反映する要素でございます。

私どもも先祖から持ってる土地、広いかどうかわからん中で広くなったと。ということは上がるわけなんですよ。ということはさいふの中も準備しとかにやいけんわけですよ。ああ、ことしからこんなに上がるんかと困る方も出てくるわけですね。これをぴよんとこの際一緒に、みそもくそも一緒にやろうかという話じゃないでしょうが、ごっちゃにしてやっていこうと。これはちょっと強引過ぎはしませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 内田部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（内田） おっしゃるように、今回の分でわかりにくいところは多々あるか

と思います。ただいまの町長のほうが申し上げましたように、今回の路線価方式、これにつきましては課税の適正化を現在・・・調整をするためにも路線価方式というのが出ております。路線価において問題点といたしましては、現在、その他の宅地評価法に基づく標準宅地というのは約130筆、130カ所あります。この130カ所をもとにそれぞれ計数値をかけながら土地に対して課税をしているというところなんですけども、ただ路線価方式にいたしましては、今度その標準宅地からなおさらに3,100路線につきましてはなお詳細な評価地点、評価額を路線価価格というのを設けまして、より精度の高い評価方式に変えると。このたび単価が下がるというのは、実際に全体的に宅地の評価が下がっているのを含んで下がるわけなんですけど、現時点では多くの方が路線価方式にするという形じゃなくて、現在の段階では下がってくると、評価は当然宅地が下がってますので下がってくると。それに伴うことのまたなおかつ詳細な形の中でより精度の高い形の評価方式で今回計算するということになってます。

先ほどから出てます多くの方が上がるというのは、町長も申しましたが、地籍調査を反映するというところで、もともと今現在の課税通知においてもそうしてるんですけど、現在の課税通知の中では、もとの現在課税をしている数値というのは増加した方については、全体が終わるまでは現在の課税をするということで、宅地でやるということで、小さなところで課税をしますよということが納税通知書には記載をされてます。

それと、なおかつ土地台帳、法務局に上がっている台帳の中の面積がこうなってますよということもあわせて併記をして、課税通知をしております。

路線価方式と、今回ちょうど地籍調査の終了に伴ってそういう形の課税をしますよという形をより住民の方へ知らせるためには、おっしゃるように一人一人の方に納税通知書の中にお入れするほうがよろしいということになるんですけど、なおかつ現在の段階で、先ほど税務課長が説明申しましたように、明確な数値というのが出せない状況がございまして、その周知方法も含んで広報で通知したということだったんですけど、これにつきましては多くの議員さんのほうから御指摘をいただいているように、どういう形でやれば一番多く伝わるかなというのは、これは3年前からずっと検討してまいりました。その中でやってたということになって今の現状の中でしかできないという状況でございました。

今回の大きく上がるという要因は地籍調査の反映をさせていただくというのが大きな原因になっておりますので、そういった形のことを御承知いただきたいということで、

御説明のほうをさせていただいたんですけども、説明のほうも十分な形でさせてもらってなかったということで、なかなか両方の話がまぜあって、説明が不十分ではなかったかと思いますが、そういう形の中でぜひとも今回路線価方式を、また地籍調査の反映という形の中をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（荒瀧） 御趣旨からするとどうしても前へ進めたいという御意向のようでございますが、キャッシュフローいうて、庶民は随分大変なんです。お金、現金で払わにやいけんですね。何ぼ土地を持つとっても現金を持つとらんいうのが多いんです。だから、そういう受け皿ですよ。猶予とかね、やっぱり何とか納得したけどどうやって払ってええか、分割払いにしてくださるんかとか。やっぱり何か救済策、その心づもりのためにもどのぐらいふえるんかというのはやっぱり知りたいですよ。払いとうない人はほとんどおられんと思うんですが、100%とは申しませんが。もうちょっと優しくお金の件はお答えをいただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

南田議員。

~~~~~○~~~~~

○15番（南田） 何ぼどうしたけえいうて、かかるものはかかるんじゃけえじゃが。私が聞きたいことは、前年度までの総額は何ぼ税金がかかっちゃうか。それで評価がえなら今の国調が済んで大体何割ぐらいふえて、金額がどれぐらいふえるか。今度の分は予想じゃけえわかるまあがね。予想なら今度はどのくらい出る。それに向けて、今度はやっぱり異議の申し立てを問うんじゃろう。そういう一応数字はわかるんは前年度までの総額と、国調がふえる分の総額と。今度は路線価に変わってほぼどのくらいふえるかい数字がわかれば、そりゃけんかしたけえいうてもしょうがないけの何ぼ言うたけえって、要るものは要るんじゃけえ。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 総務部長。



した。

町では、小学校3年生の保護者全員に児童クラブに対するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、施設・指導員の確保等の検討を重ね、まず、平成27年度に小学校4年生まで拡充することとし、平成28年度以降の対象学年の拡充については、27年度の状態を見て検討することといたします。

このため、資料の表に記載しておりますとおり、申込者の人数によりますが、第一小学校と第四小学校を1クラス増加し3クラスとし、第二小学校と第三小学校においては現状のままのクラス編成で対応する予定です。また、土曜日と夏休みなどの長期休業中の開始時間を、現行の8時30分から30分早め、8時開始とする予定でございます。

これらを実施するには、熊野町放課後児童センターの設置及び管理に関する条例、熊野町放課後児童クラブ設置運営条例並びに熊野町放課後児童クラブ設置運営条例施行規則の一部改正が必要となりました。条例の改正内容としましては、小学校1年生から3年生までの低学年を示す文言等の整理、児童クラブの名称と位置について、条例から規則への委任、規則において、クラブのクラス数の増加と面積基準に合わせた定員の変更を予定しており、改正条例については12月定例議会に上程させていただく予定にしています。

続いて、1ページ右側、保育料の設定についてをごらんください。

現行の保育所の保育料は、国が定める徴収基準から、町費において軽減を図るとともに、所得階層についても細分化を行い、保護者負担を軽減しています。新制度においても子育て世帯への負担軽減を図るため、基本的に現在の区分を継続することとします。

保育料の設定については、国が示す公定価格の給付限度額を上回らないようにするとともに、就学前の児童が複数いる世帯については、現行と同様に2人目を半額、第3子以降を全額免除とします。

保育所保育料では三つの大きな変更がございます。

一つ目は、所得階層設定において、現在、所得税を基準にしていたものが、新制度では町民税の所得割額を基準にすることになりました。

二つ目は、保育所の利用に際して、保護者の就労の状況により、これまでの最長11時間保育の標準保育と、最長8時間保育の短時間に区分されることとなり、短時間保育者の保育料を新たに設定する必要が生じました。その短時間保育料の設定額は、国で示された標準時間保育料のおおむね1.7%の減で検討しております。

三つ目は、現行の保育料では4月に暫定保育料として決定し、所得確定後の7月に年間保育料を確定しておりましたが、新制度では4月から8月までは前年度の町民税所得割額で、9月以降は当該年度の町民税の所得割額により算定することとなりました。

なお、短時間保育についてですが、就労時間がおおむね月120時間未満の世帯は短時間保育の認定となり、保育所が定めた時間以外に保育を受ける場合には、延長保育料を要することになります。

2ページをごらんください。

保育料基準表案についてですが、色がついた中央の列、区分については、国が8階層、本町はAからD10までの13階層に細分化をしております。現在は所得税額を基準に区分分けをしておりますが、新制度では町民税所得割額を基準に区分分けすることとなるため、現行とおおむね同様の所得になるよう町民税額を逆算して計算しました。

右側の保育料の標準時間保育欄は現在の保育料額を記載しております。新制度においても同程度となるよう国の公定価格確定後、設定する予定です。

1ページにお戻りください。

続いて、2の幼稚園等の保育料ですが、これまで国の基準に基づく保育料は存在していませんでしたが、新制度に移行する幼稚園や認定こども園などの保育料は市町が設定することとなりました。現在、幼稚園等の保育料は施設が設定し、保護者の所得区分により就園奨励費が支給される仕組みとなっておりますが、新制度の幼稚園等に就園する世帯では就園奨励費の支給がなくなることから、就園奨励費が支給されることを加味した保育料を設定することとします。

なお、新制度に移行しない私立幼稚園は、これまでどおり幼稚園が保育料を設定し、就園奨励費が支給されます。幼稚園の保育料の設定については、平成27年度では、町内の幼稚園は新制度に移行しないこと、また近隣市町の保育料の設定や来年度の就園奨励費の額が明確でないことから、来年度においては、新制度に移行する幼稚園等の保育料は、幼稚園等が所在する市町が規定する保育料を適用することとします。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見があればお願いいたします。

沖田議員。



○議長（馬上） 光本次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） ただいまの御助言いただきましたことについてですが、本町には四つの保育園、それと三つの幼稚園がございます。このたび新制度が来年度から始まるということに際しましては、子ども・子育て会議を設置しておりまして、その委員さんには保育園のほうの法人から代表者の方、それと幼稚園の法人のほうからも代表者の方、それと子供を持つ保護者の代表の方、これは各保育園、幼稚園のほうから1名ずつ委員になっていただいております。また、委員会だけではなくて、それぞれ個別に施設のほうもいろいろ回りながら、新制度に向けての準備状況であるとか、また先ほど御指摘ありましたように、熊野町の実情を踏まえた保護者の方、児童の方の御意見も十分にお聞きしながら進めてまいるように、今現在もしておるような状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 山吹議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（山吹） お願いなんですけども、この支援制度におけることを民生部民生課のほうでされるわけなんですけども、教育委員会と連携を密にされて、民生部のほうに話を聞けばこうこうだと、教育委員会からの話はこうだったと、食い違いが出てこないように、深い話をされながら進めていっていただきたいと思います。これはお願いです。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 光本次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（光本） 今の御指摘、御助言、ごもつともだと思います。先ほども言いましたように、子ども・子育て会議のほうも実は教育委員会と民生課、特に民生課のほうでは、我々民生部のほうで民生課と、あとは子供が生まれて乳児の段階からのやはりそういう事業もありますので健康課も含めて、常に連携をとりながら進めていっておるような状況でございます。

先ほどの児童クラブの件につきましても、常にやはり教育委員会の協力を仰ぎながらじゃないと進めることができませんので、そのあたりは密に連携を今後とも努めてまい

りたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） よろしいですか。

それではこのあたりでまとめさせていただきたいと思います。

この件につきましては、熊野町子ども・子育て会議で十分協議を行い、27年度から始まる新制度へ円滑に移行されることをお願いし、また議員から出ました意見を十分踏まえ今後検討していただくことを要望し、まとめたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議がないようですので、この案件についてはただいまのようにまとめたいと思います。

それでは、次の教育部門に移りたいと思います。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時03分）

（再開 11時03分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告案件です。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、執行部から説明を受けたいと思います。

藤森部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（藤森） 平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告につきまして、報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされております。

お手元に評価表がございますが、その概要につきまして資料を作成しております。これによって説明をさせていただきたいと思います。

資料3をごらんください。

まず、教育に関する事務・事業の評価についてでございますが、趣旨につきましては先ほど述べさせていただきました。評価委員につきましては、民間から3名の委員にお願いをしております。荻野次夫元広島国際学院高等学校校長、小田原由貴美社会教育委員、篠藤克紀元第四小学校PTA会長、この3名の方をお願いをいたしました。

評価の基準は4段階になっておりまして、Aは期待以上である、Bは期待どおりである、Cは期待以下である、Dは抜本的な見直しが必要、ということになっております。

次に、2の点検・評価の結果でございます。

まず、小学校低学年書道科指導事業でございます。事業内容といたしましては、小学校1・2年生を対象に、教育課程外で年間15時間、毛筆を使った学習を、書写の基本が指導できる外部講師と学級担任の2名体制で指導を行っております。評価委員の評価は、4段階評価のBでございました。

意見として、筆の町熊野町にふさわしい、子供たちの静かで落ちつきのある心を醸成していく事業である。成果も出ており、継続してもらいたい。書道指導者と担任のかかわりは重要である。担任は、日常の授業ではできにくい個別指導ができる時間として有効に使うべきで、傍観者であってはならないというような御意見がございました。

指摘事項を受けまして、平成24年度に作成したDVDや指導案を活用し、書道講師と担任教師と一体で学習規律の確立に取り組むよう努め、他の教科においても姿勢を常に意識させ、一貫性を持って指導し、熊野町教育の柱としたいと考えております。

続きまして、小・中学校大規模改造事業でございます。

平成25年度には熊野第二小学校普通教室棟及び特別教室棟の耐震補強工事、熊野東中学校特別教室棟・管理棟・体育館の耐震補強工事を実施いたしました。さらに、熊野第一小学校特別教室棟・体育館の耐震補強工事と実施設計、第三小学校南校舎の耐震補強工事と実施設計、また、熊野東中学校普通教室棟の実施設計及び補強案の作成を行いました。

評価委員の評価は、Bでございました。

意見といたしましては、直ちに行うべきは耐震対策である。多くの命を預かっているのだから、平成27年度までに耐震化率100%を実現していただきたい。しかし、教室、廊下等傷みの激しいところは、耐震補強に関係なく早急な工事が必要であるということで御意見をいただきました。

指摘事項を受けまして、現在の耐震化計画を着実に実施し、27年度に100%完了

させる。また、傷みの激しい箇所につきましては、耐震工事とあわせて修繕工事を実施する。さらに、学校の安全・防災教育の推進について研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、学校支援臨時的事業でございます。

広島県緊急雇用対策基金事業補助金を活用して、次のような人員を雇用して学校支援を行っております。

まず、生徒指導相談員は、不登校や教育上問題のある生徒に対するため両中学校に相談室を開設し、保護者面談、別室登校指導補助等特別な指導を行っており、各中学校に1名ずつ配置しております。

学校施設安全点検員は、学校施設の点検・維持・補修を行うもので、2名雇用し、各学校を定期的に巡回し、維持補修作業を中心に行っております。

学校支援員は、日常的に行われている学習プリントの印刷や採点業務等の、学力向上に向けた取り組みや、学力面で支援が必要な児童・生徒や、情緒的に不安定で学習に集中しにくい児童・生徒への支援など、各学校の実情に応じた支援を行い小・中学校の各校に1名ずつ配置しております。

評価委員の評価は、4段階評価のBでございました。

意見といたしまして、学校支援員等の配置により、教員には心身ともに余裕ができ、情緒的に不安定な児童・生徒や低学力の児童・生徒に対処できた結果、基礎・基本定着状況調査の通過率が向上した。中学校の不登校生徒数の増加が気になるが、他の教育施策と絡ませながら、順調に上向している熊野町の教育を、さらに充実させなければならないという御意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、雇用期間1年限りの制限があると能力のある人材を確保することができないため、今後は実績ある優秀な人材確保に努める。各校の学力向上施策にあわせ、効果的な人員配置を行う。また、中学校の不登校対策は、学校とよく対応を協議し、状況を整理し、きめ細かい対応を行うこととしております。

続きまして、小・中学校学力検査事業でございます。

児童・生徒に基礎的基本的な学力を身につけさせることを目的として、小・中学校の全学年に対して学力調査を実施し、状況を把握し、基礎学力の向上を図ります。小学校では、全学年・全教科の正答率は、低学年・中学年で全国平均値を少し下回っておりますが、大体同程度といえるということでございます。高学年は、全教科で全国平均を上

回っており、特に5年生の理科と国語、6年生の算数はとても良好な状況でした。中学校では、全学年・全教科の正答率は、ほぼ全国平均値と同程度か全国平均以上でありました。特に、1年生につきましては全国平均値をかなり上回っており、よい結果であったということでございます。

評価委員の評価は、Bでございました。

意見といたしまして、児童・生徒全学年に学力調査を実施したことは評価できる。特定学年だけでは、町全体の児童・生徒の学力動向の流れがつかみづらいからである。ただし、1回ごとに全国平均と比べて一喜一憂する必要はない。じっくりと腰を据えて、反省すべき事項は率直に反省し、熊野町の教育をつくり上げていかなければならない。小学校・中学校においては基礎・基本を重視し、高等教育につなげられる教育が望まれるとの意見をいただきました。

指摘事項を受けまして、学力調査結果を通じて学校の取り組みの実績を評価し、取り組みの改善を行う。各学校は、学校全体で教職員一人一人が取り組む仕組みづくりを進める。学校の取り組みを支援する具体的な方策を教育委員会も考え、実行いたします。

これからは生涯学習課の事業でございます。

家庭教育の充実でございます。

家庭教育の一環として町内全てのゼロ歳児から中学3年生までを対象に、週2回、15分、子供と家族の誰かが同じ本を読み、読んだらノートに読んだ本を記入し、園や学校の先生に見てもらい、くまどく事業を推進するものでございます。

評価委員の評価は、Bでございました。

御意見といたしましては、くまどく事業の展開が充実している。この事業が子供たちの情操教育に多大な貢献をすることは間違いない。また、家族のきずなを深める役割を演じる一方で、国語力を高め、全ての教科の向上に寄与するであろう。事業は継続は力なりで、辛抱強く継続してこそ大きな意味を持つ。やや足並みのそろわない幼稚園や保育所の保護者に対して、強力に働きかけを行い、共通認識のもと、事業を推進することが今後の課題であるという御意見でした。

指摘事項を受けての改善では、広報での啓発を進めるとともに、学校教育及び生涯学習が連携をとりながら、読書が基礎学力向上に役立つことを認識し、幼稚園、保育所の幼児期、小学校の低学年に、熊野町内全ての家庭に読書週間を根づかせたいというふうに考えております。くまどくフォーラムでの啓発を一つの契機といたしまして、読書

活動を一層推進してまいりたいと思います。

続いて、社会体育事業でございます。

NPO法人熊野健康スポーツ振興会と連携し、幼児から高齢者までの体力づくり、健康づくりに努め、総合型地域スポーツクラブの運営や町民体育大会、駅伝大会など、スポーツ大会の実施。介護予防、健康づくり等に関する運動の指導。遊びと学びの交流学校の運営などを実施いたしました。また、体育館屋根修繕工事を実施しております。

評価委員の意見はBでございました。

意見といたしまして、スポーツを通じて幼児から高齢者までコミュニケーションがとれ、体力づくり、健康づくりに欠かせない事業である。2020年の東京オリンピックに向け、今後も根強く継続することを望むという御意見でした。

指摘事項を受けまして、改善として2020年東京オリンピック開催にあわせ、生涯スポーツの環境をつくり、町民誰もが健康でスポーツを楽しむため、筆の里スポーツクラブ、スポーツ少年団の充実を図ります。

続いて、人権教育の推進でございます。

人権・男女共同参画に関し、住民への啓発機会を充実させるため、次の事業を行いました。人権教育指導者養成研修会への参加、熊野人権教育研修会の開催、人権教育講座の開催、男女共同参画講座、講演会の開催などの事業を実施しました。

評価委員の評価は4段階評価のBでございました。

御意見は、熊野町でもこの問題についての啓発活動も行われているが、効果があらわれているのか、いないのか、よくわからない。民主社会の中で人間として生きていく上で最も基本でなければならない人権問題は、幼いころから学校、地域社会、家庭でしっかり粘り強く教育していかなければならないという御意見をいただきました。

指摘事項を受けまして、生涯学習関係の各種委員を中心として、男女共同参画の講座を開催し、生涯学習における男女共同参画に関する普遍的な取り組みを共有いたします。人権啓発においては、広く一般住民に受け入れやすい講演会等を開催し、人権尊重の重要性を啓発してまいります。

続いて、青少年教育の充実でございます。

平成25年度には、安心安全な体験活動ができる場として、土曜くまのっ子教室、遊びと学びの交流学校の充実を図りました。青少年育成くまの町民会議と連携し、青少年の健全育成に努めてまいりました。

評価委員の評価は4段階評価のBでございました。

委員からの意見では、土曜くまのっ子教室、遊びと学びの交流学校、青少年育成くまの町民会議とも企画のマンネリ化が見られる。協力ボランティアはそれなりに頑張っているようだが、形式的な活動に陥っているのではないだろうか。それぞれの事業の原点に立ち返って、創意工夫したアイデアを模索してみる時期に来ているのではないかと御意見をいただきました。

指摘事項を受けての改善では、ボランティアの協力を仰ぎ事業展開を進めているが、いろいろな意見を取り入れて、また大学生のわくわく学び隊等、外部のボランティアの新鮮なアイデア等参考にして事業を展開することといたします。

続きまして、文化事業の実施でございます。

町民の芸術文化の振興を目的として、日ごろ地域において活動している芸術文化団体に活動の成果を発表する機会を提供するとともに、団体相互の交流を通じて、活動のより一層の充実を図ることで、本町の文化事業やホール施設を活性化する事業でございます。平成25年度には、熊野町文化団体連絡協議会と連携して、新しい形のクラシックコンサートとして広島交響楽団メンバーの演奏集団「クレージークラシックス」や、音楽家青島広志の「おしゃべりコンサート」を企画実施しました。また、第46回筆の都町民文化祭を実施しております。

評価委員の評価は4段階評価のBでございました。

意見として、平成24年度に比べイベント数が減少しているが、予算の関係もあるのでいたし方ない。それぞれの催しには多くの参加者、来場者があったようだ。施設の整備と魅力ある企画によって文化活動はより一層盛んになると思う。心と体で感じ、笑顔で過ごせる人生になるよう、各イベントの住民参加増を目指して、魅力的な企画を期待しています。町民会館ホールの舞台照明設備改修を早急に実施してほしいということでもございました。

指摘事項を受けまして、町民会館照明施設の改修は工程表により順調に進める。予定では平成27年1月から2月にかけて改修する予定であります。この改修にこたえ、各文化団体が魅力ある企画に取り組み、文化活動に活気が出るよう取り組むようにしたいと考えております。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） 執行部からの説明が終わりましたので、質疑があればお願いいたします。  
よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（馬上） それでは、この件につきましては今後とも適正な評価を行い、事務事業の執行の改善に努めていただくようお願いいたします。

以上で執行部からの報告を終わります。ありがとうございました。

それでは、これより後は議会の協議事項に移りたいと思います。

執行部退席のため、暫時休憩いたします。

（休憩 1 1 時 2 3 分）

（再開 1 1 時 2 4 分）

~~~~~○~~~~~

○議長（馬上） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

協議案件です。議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告により実施される国の給与改定に準じて、町長、副町長等の期末手当を0.15カ月分引き上げ、年4.1カ月分に改正する条例案が、12月議会に執行部から提出されるようです。これに伴い、議員の期末手当についても同様に0.15カ月分引き上げ、年3.1カ月分に改正する条例案を12月議会に執行部から提出をお願いし、また、同条例第4条第3項に、県内の旅行について日当を支給する旨の規定がありますが、平成14年度の行政改革により、執行部においては削除しており、議会においても県内の旅行については日当を支給しておりませんでしたので、このたびこの条項を削除の提出をお願いしたいと思います。

異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬上） 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の全員協議会を終了といたします。

本日は大変御苦労さまでございました。

（閉会 1 1 時 2 6 分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長